

専決処分コメント（全文）

北海道は、引き続き国の緊急事態宣言の対象地域となったため、15日、鈴木直道知事は事業者に支援金を追加する約48億円の補正予算を道議会に諮らずに専決処分しました。日本共産党道議団は、14日、緊急要望を行なった際、「遅滞なく執行するため直ちに臨時議会の招集をよう」申し入れました。

憲法93条で明記されている二元代表制のもと、自治法に定められた専決処分の適用は、自然災害等の緊急時に、議会招集がかなわない緊急性がある場合など、極めて限定的に認められるものです。

道議会は、12・13日、一斉委員会開会のため議員が登庁しており、議会事務局も臨時議会の視野に入れていましたが、知事からの議会開会の働きかけは一切ありませんでした。臨時会を提案する時間がないという言い訳は成り立ちません。

たとえ、良い政策であっても民主的手続きに瑕疵があると民主主義を壊しかねません。申し入れに対応した浦本元人副知事は、「今回限り」とのべましたが、かつて専決処分を乱発し、市政に混乱をもたらした例（鹿児島県阿久根市）もあります。

次の議会に報告し承認を求めることになっているものの、政策予算の専決処分は異例中の異例です。2011年の東日本大震災の際には、年度末にもかかわらず臨時議会を開催し、議論を重ねました。道独事業による48億円もの予算執行の是非を、議会が審議・議決することは不可欠です。

それに比べ、鈴木知事は「一日も早く届ける観点から知事権限で判断した」と強弁していますが、議会軽視は甚だしいものです。

甘い見通しで議会招集できなかったしくじりを口実に、知事の暴走が許されるものではありません。